

32. (Gno.83) 比較行政法研究の歴史的分析と方法 (中央大学比較行政法研究会)

代表：亘理 格

2018/02/14 (承認) 2018年度 (開始)

【研究の目的】

日本の行政法において欧米諸国の行政法の影響が今日どのような形で受け継がれてきたか、また、欧米諸国には見られない固有性がいかなる形で形成されたかを明らかにすることを通して、比較行政法研究の新たな可能性と方法論的意義を明らかにする。

【研究活動及び成果】

総括

イギリス行政法の代表的な体系書の1つであるP・レイランド、G・アントニー共著『イギリス行政法』の和訳書を、当初は2022年度に公刊する予定であったところ、先方の事情で2年近く遅れていた翻訳のために必要な出版元からの承諾を、今年度ようやく得ることができたため、当該和訳書公刊のための条件が満たされた。2023年4月から5月にかけて、訳語検討会を3回実施したほか、太田 信氏 (依頼当時助教C,現札幌学院大学准教授) と武田 朋起氏 (依頼当時本学博士後期課程院生, 現本学法学部助教C) の2名に校正担当を依頼し、快諾を得た。今年度は、2024年度中に当該和訳書を確実に公刊するために、和訳原稿のブラッシュアップ作業を継続する一方、日本と主に独仏英米等諸外国の行政法学相互間における影響に関する歴史的な分析のための研究を継続的に行ったが、論文公表や研究報告等の成果を収めるまでには至らなかった。